

新処分場併設環境学習施設基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 新産業廃棄物最終処分場基本計画における環境学習施設（以下、「本施設」という。）の整備の方向性に基づく本施設の展示構成、施設構成、機能等の基本計画を作成するにあたり、必要な検討を行うため、新処分場併設環境学習施設基本計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討事項は、以下に掲げる項目とする。

- (1) 本施設における展示構成や体験学習等に関する事
- (2) 本施設における地域交流や企業・大学との研究等に関する事
- (3) 本施設の機能や施設規模等に関する事
- (4) 本施設の整備等に関する事
- (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項の検討終了までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。なお、委員長の選任は委員の互選による。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(代理出席)

第7条 第3条に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員は、委員長の許可を受けて委員以外の者を出席させることができる。

- 2 前項により許可を受けた代理出席者は、委員会において委員と同一の権限を有する。

(委員等の守秘義務)

第8条 委員及び会議出席者は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、他人に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、茨城県県民生活環境部資源循環推進課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。